

ジビエ利用に係る野生イノシシでの豚熱及びアフリカ豚熱検査における 外部検査機関認定に関する要件及び確認事項

1 目的

山形県関連機関、国関連機関以外が行う、ジビエ利用に係る野生いのししの豚熱及びアフリカ豚熱の検査を適切に実施するため、「野生いのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を外部検査機関へ委託する場合の基本的な考え方について（令和 3 年 11 月 22 日付け 3 消安第 4354 号、動物衛生課長通知）」に基づき、外部検査機関の認定に関する要領を定める。

2 施設認定の要件

- ① 適切な病原体拡散防止対策及び交差汚染防止対策
 - ・検査を実施する検査室は、バイオセーフティー水準（BSL）2 相当であり、適切な交差汚染防止対策がされていること。
- ② 検査の実効性
 - ・保有する検査機器を確認し、必要な検査が可能であること。
 - ・十分な検査実績を有し、家畜保健衛生所での検査と同等の検査品質が確保されること。
- ③ 検体の受け取り・送付及びその記録
 - ・個体及び検査検体の識別が適切に行われること。またその記録が適切に行われること。
- ④ 検体の残余分の取扱
 - ・再検査等のための検体の確保が適切に行われること。
 - ・検体及び検体から得られた遺伝子増副産物、病原体、検査データ等については試験・研究のために県が認める者のみが使用すること。
- ⑤ 検査データの保管
 - ・検査結果を含むデータは、外部検査機関において 3 年以上保管されること。
- ⑥ 検査の再検証機会の確保
 - ・県の要望に基づき、再検査を実施することが可能であること。この場合、県は検査に立ち会うことができること。
- ⑦ 汚染時の消毒体制
 - ・県の指示により、消毒等を行うこと。また、遺伝子の交差汚染が疑われる場合、県によるクリーンアップ指示により、検査会社による費用負担で除染を行い、再検査を行うこと。
- ⑧ 適切な文書管理・精度管理の体制
 - ・適切な文書管理・データ管理が行われ、検査について内部精度管理が適切に行われていること。

3 認定の方法

以下の①～⑧を確認することにより、豚熱及びアフリカ豚熱の検査が適切に実施可能であることを、当該外部検査機関から提供される資料、実地確認（他県での実

績を踏まえる場合は、農林水産省消費・安全局動物衛生課の確認を得る。) 及び当該外部検査機関との契約書により確認する。

- ① 2に定める施設認定要件を満たしていること。
- ② 必要な研修等を実施済みであることを確認していること。
- ③ マニュアル、標準作業手順書等が整備されていること。
- ④ 検査依頼書・結果報告書・結果記録等の文書様式が整備されていること。
- ⑤ 検査検体の保管体制が整備されていること。
- ⑥ アフリカ豚熱検査において陽性だった場合の緊急連絡体制・輸送体制が整備されていること。
- ⑦ 精度管理の実施状況について県が確認する方法が規定されていること。
- ⑧ 検査結果の秘密保持が適切に行われること。